



介護職員等・障害福祉サービス等 特定処遇改善加算支給について

介護・福祉サービス等処遇及び 特定処遇改善加算支給について

2019年度介護報酬改定で、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。この加算は、これまでも介護職員の職場定着のための取り組みが行われてきましたが、更に定着率の向上を目指し、全産業の平均年収440万円へ引き上げるための取り組みとして設けられることとなりました。長く勤めること、キャリアアップすることで、それに見合った賃金を得ることができ、給与面での不安から離職することを防ぐことを目的としています。

I .提供サービス内容・処遇・特定処遇改善加算の取得状況



事業所名	処遇改善加算		特定処遇改善加算		障害福祉処遇改善加算		障害福祉特定処遇改善加算	
生協ヘルパーステーションやすらぎ	加算 I	13.70%	特定加算 I	6.3%	加算 I	30.20%	特定加算 I	7.4%
生協ヘルパーステーションさくら	加算 I	13.70%	特定加算 I	6.3%	加算 I	30.20%	特定加算 I	7.4%
デイサービスやすかた	加算 I	5.90%	特定加算 I	1.2%	加算 I	4.20%	特定加算 II	1.3%
デイサービス中部	加算 I	5.90%	特定加算 I	1.2%				
デイサービスつつみ	加算 I	5.90%	特定加算 I	1.2%				
あおもり協立病院	加算 I	4.70%	特定加算 I	2.0%				
協立クリニック通所リハビリセンターふきのとう	加算 I	4.70%	特定加算 I	2.0%				
ショートステイやすかた	加算 I	8.30%	特定加算 I	2.7%				
看護小規模多機能型居宅介護事業所ひまわり	加算 I	10.20%	特定加算 I	1.5%				
小規模多機能型居宅介護事業所おおの	加算 I	10.20%	特定加算 I	1.5%				



Ⅱ.支給対象・支給方法等

1 支給対象

①介護事業所で働く介護福祉士として申請し登録されている職員（登録型非常勤ホームヘルパーを除く）に、支給する。

②介護事業所で働くその他の介護職員に、支給する。

1)登録型非常勤ホームヘルパー 2)ホームヘルパー2級 3)ホームヘルパー3級
4)介護福祉士実務者研修修了者 5)介護職員初任者研修修了者 6)無資格者

2 支給方法

①当月に勤務実績がある者に、毎月手当として支給する。

Ⅲ.従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取り組み状況

資質の向上	<p>介護福祉士実務者研修に奨学金制度を実施している。</p> <p>介護プロフェッショナルキャリア段位制度アッセサー講習レベル認定、認知症介護実務研修参加保障、介護支援専門員実務研修受講と受験料の援助を実施している。</p> <p>新規採用者が研修を受講できる環境を整備している。</p> <p>新入職員オリエンテーション・研修、中途採用研修を時間保障で行っている。</p> <p>育成面接 採用時 1年チェックリスト、3法人の学習会などを実施している。</p>
労働環境処遇の改善	<p>雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</p> <p>健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・全介護事業所施設内禁煙としている。</p>
その他	<p>非正規職員から正規職員への転換のため、毎年採用試験を実施している。</p>